

盛岡市屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
○盛岡市屋外広告物条例施行規則 平成20年 3 月31日規則第20号 改正 略 令和 2 年12月22日規則第50号 盛岡市屋外広告物条例施行規則 第 1 条から第 9 条まで 略 (広告物等の表示等の許可の期間の更新申請) 第10条 条例第 8 条第 3 項の申請は、許可の期間満了の日の 2 週間前までに、屋外広告物等表示等許可期間更新申請書に第 3 条第 4 号に掲げる書類及び広告物等の写真（申請前 1 月以内に撮影したカラー写真で、撮影年月日を記入したものに限る。）を添えて行わなければならない。	○盛岡市屋外広告物条例施行規則 平成20年 3 月31日規則第20号 改正 略 盛岡市屋外広告物条例施行規則 第 1 条から第 9 条まで 略 (広告物等の表示等の許可の期間の更新申請) 第10条 条例第 8 条第 3 項の申請は、許可の期間満了の日の 2 週間前までに、屋外広告物等表示等許可期間更新申請書に次に掲げる書類及び写真 (1) 第 3 条第 4 号に規定する書類 (2) 屋外広告物等現況調書（第22条に規定する広告物等に係るものを除き、条例第27条第 1 項の管理する者が作成したもの） (3) 当該広告物等の写真（申請前 1 月以内に撮影したカラー写真で撮影年月日を記入したもの） を添えて行わなければならない。 第11条から第21条まで 略 (点検項目) 第22条 条例第26条の 3 第 1 項の点検は、広告物等の材質、形状等に応じ、当該広告物等の基礎部、上部構造、支持部、取付部、広告板面、照明装置等の腐食、破損、変形、緩みその他必要な項目について行うものとする。 (建築士等による点検を要する広告物等) 第23条 条例第26条の 3 第 1 項ただし書の規則で定める広告物等は、高さが 4 メートルを超え、かつ、表示面積が10平方メートルを超えるものとする。 (点検をさせる者) 第24条 条例第26条の 3 第 1 項ただし書の規則で定める者は、次に掲げる者とする。

改正後	改正前
(1) 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）に基づく広告美術科に係る職業訓練指導員免許所持者 (2) 屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第10条第2項第3号イに掲げる者 (3) 広告物等の点検に関する講習として市長が認めるものの課程を修了した者 （点検結果の報告） 第25条 条例第26条の3第2項の規定による報告は、屋外広告物等安全点検報告書により行わなければならない。 2 前項の報告書には、点検を行った者の資格を証する書類を添付しなければならない。 （資格を有する管理する者の設置を要する広告物等） 第26条 条例第27条第2項の規則で定める広告物等は、高さが4メートルを超え、かつ、表示面積が10平方メートルを超えるもの（自家用広告物等を除く。）とする。 2 条例第27条第2項の規則で定める資格を有する者は、第24条第1号及び第2号に掲げる者とする。 （管理する者の届出） 第27条 条例第28条第1項の規定による届出は、屋外広告物等管理する者設置等届により行わなければならない。 （表示する者等の名称等の変更の届出） 第28条 条例第28条第2項の規定による届出は、屋外広告物等表示する者等名称等変更届により行わなければならない。 （屋外広告業登録申請書等） 第29条 条例第30条第1項の申請書は、屋外広告業登録申請書とする。	（資格を有する管理する者の設置を要する広告物等） 第23条 条例第27条第2項の規則で定める広告物等は、高さが4メートルを超え、かつ、表示面積が10平方メートルを超えるもの（自家用広告物等を除く。）とする。 2 条例第27条第2項の規則で定める資格を有する者は、次に掲げる者とする。 (1) 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）に基づく広告美術科に係る職業訓練指導員免許所持者 (2) 屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第10条第2項第3号イに規定する者（以下「屋外広告士」という。） （管理する者の届出） 第24条 条例第28条第1項の規定による届出は、屋外広告物等管理する者設置等届により行わなければならない。 （表示する者等の名称等の変更の届出） 第25条 条例第28条第2項の規定による届出は、屋外広告物等表示する者等名称等変更届により行わなければならない。 （屋外広告業登録申請書等） 第26条 条例第30条第1項の申請書は、屋外広告業登録申請書とする。

改正後	改正前
2 条例第30条第2項の書面は、誓約書とする。 3 条例第30条第2項の規則で定める書類は、次に掲げるもの（条例第33条第3項において準用する場合にあつては、変更があつた事項に係るものに限る。）とする。 （1）申請者（法人にあつてはその役員を、営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者にあつてはその法定代理人（法定代理人が法人である場合にあつては、その役員。以下同じ。）を含む。）の略歴を記載した書面 （2）申請者が法人である場合にあつては、登記事項証明書 （3）業務主任者が条例第40条第1項各号のいずれかに該当することを証する書面 （4）次に掲げる者に係る住民票の写し又はこれに代わる書面 ア 申請者が個人である場合にあつては、当該申請者（当該申請者が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合にあつては、当該申請者及びその法定代理人） イ 申請者が法人である場合にあつては、その役員（当該役員が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合にあつては、当該役員及びその法定代理人） ウ 申請者が選任した業務主任者 （5）その他市長が必要と認める書類 （屋外広告業登録済証）	2 条例第30条第2項の書面は、誓約書とする。 3 条例第30条第2項の規則で定める書類は、次に掲げるもの（条例第33条第3項において準用する場合にあつては、変更があつた事項に係るものに限る。）とする。 （1）申請者（法人にあつてはその役員を、営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者にあつてはその法定代理人（法定代理人が法人である場合にあつては、その役員。以下同じ。）を含む。）の略歴を記載した書面 （2）申請者が法人である場合にあつては、登記事項証明書 （3）業務主任者が条例第40条第1項各号のいずれかに該当することを証する書面 （4）次に掲げる者に係る住民票の写し又はこれに代わる書面 ア 申請者が個人である場合にあつては、当該申請者（当該申請者が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合にあつては、当該申請者及びその法定代理人） イ 申請者が法人である場合にあつては、その役員（当該役員が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合にあつては、当該役員及びその法定代理人） ウ 申請者が選任した業務主任者 （5）その他市長が必要と認める書類 （屋外広告業登録済証）
第30条 市長は、条例第31条第1項の規定により登録をしたとき又は条例第33条第2項の規定により登録事項の変更をしたときは、屋外広告業登録済証（様式第6号）を交付するものとする。 2 前項の規定により屋外広告業登録済証の交付を受けた者は、当該屋外広告業登録済証又はその写しを条例第30条第1項第2号の営業所ごとに公衆に見やすいように掲示しなければならない。 （屋外広告業の登録事項の変更の届出）	第27条 市長は、条例第31条第1項の規定により登録をしたとき又は条例第33条第2項の規定により登録事項の変更をしたときは、屋外広告業登録済証（様式第6号）を交付するものとする。 2 前項の規定により屋外広告業登録済証の交付を受けた者は、当該屋外広告業登録済証又はその写しを条例第30条第1項第2号の営業所ごとに公衆に見やすいように掲示しなければならない。 （屋外広告業の登録事項の変更の届出）
第31条 条例第33条第1項の規定による届出は、屋外広告業登録事項変更届	第28条 条例第33条第1項の規定による届出は、屋外広告業登録事項変更届

改正後	改正前
に屋外広告業登録済証を添えて行わなければならない。 （屋外広告業者登録簿の閲覧） 第32条 条例第34条の規定による屋外広告業者登録簿の閲覧は、都市整備部景観政策課において、執務時間中にしなければならない。 （屋外広告業の廃止の届出） 第33条 条例第35条第1項の規定による届出は、屋外広告業廃止届に屋外広告業登録済証を添えて行わなければならない。 （屋外広告業者登録票） 第34条 条例第37条の標識は、屋外広告業者登録票（様式第7号）とする。 2 条例第37条の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。 （1） 法人である場合にあっては、その代表者の氏名 （2） 登録年月日 （3） 業務主任者の氏名 （屋外広告物請負契約記録簿） 第35条 条例第38条の帳簿は、屋外広告物請負契約記録簿とする。 2 条例第38条の規則で定めるものは、次のとおりとする。 （1） 発注者の氏名又は名称及び住所 （2） 請負契約年月日及び請負金額 （3） 広告物等の種類及び数量 （4） 広告物等を表示し、又は設置した場所 （5） 広告物等の表示又は設置に着手した年月日及びその終了した年月日 （6） 条例の規定による許可を要する場合にあっては、許可年月日及び許可番号 3 第1項の帳簿は、事業年度ごとに作成するものとし、当該帳簿を作成した事業年度の終了の日の翌日から5年間保存しなければならない。 （講習会の開催） 第36条 市長は、条例第39条第1項の規定により講習会を開催しようとするときは、あらかじめ、開催の日時、場所その他開催に必要な事項を告示するものとする。	に屋外広告業登録済証を添えて行わなければならない。 （屋外広告業者登録簿の閲覧） 第29条 条例第34条の規定による屋外広告業者登録簿の閲覧は、都市整備部景観政策課において、執務時間中にしなければならない。 （屋外広告業の廃止の届出） 第30条 条例第35条第1項の規定による届出は、屋外広告業廃止届に屋外広告業登録済証を添えて行わなければならない。 （屋外広告業者登録票） 第31条 条例第37条の標識は、屋外広告業者登録票（様式第7号）とする。 2 条例第37条の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。 （1） 法人である場合にあっては、その代表者の氏名 （2） 登録年月日 （3） 業務主任者の氏名 （屋外広告物請負契約記録簿） 第32条 条例第38条の帳簿は、屋外広告物請負契約記録簿とする。 2 条例第38条の規則で定めるものは、次のとおりとする。 （1） 発注者の氏名又は名称及び住所 （2） 請負契約年月日及び請負金額 （3） 広告物等の種類及び数量 （4） 広告物等を表示し、又は設置した場所 （5） 広告物等の表示又は設置に着手した年月日及びその終了した年月日 （6） 条例の規定による許可を要する場合にあっては、許可年月日及び許可番号 3 第1項の帳簿は、事業年度ごとに作成するものとし、当該帳簿を作成した事業年度の終了の日の翌日から5年間保存しなければならない。 （講習会の開催） 第33条 市長は、条例第39条第1項の規定により講習会を開催しようとするときは、あらかじめ、開催の日時、場所その他開催に必要な事項を告示するものとする。

改正後	改正前
(講習会の受講の申請) 第37条 講習会を受講しようとする者は、屋外広告物講習会受講申請書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。 (1) 申請前3月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦の長さ4センチメートル、横の長さ3センチメートルの写真 (2) 講習会を受講しようとする者が次条第2項各号のいずれかに該当する者であるときは、その該当する者であることを証する書面又はその写し (講習会の課程) 第38条 講習会の課程は、次の各号に掲げる科目により編成するものとする。 (1) 屋外広告物に関する法令等 (2) 屋外広告物の表示に関する事項 (3) 屋外広告物の施工に関する事項 2 市長は、次の各号のいずれかに該当する者については、前項第3号に規定する科目の受講を免除するものとする。 (1) 建築士法(昭和25年法律第202号)第2条第1項に規定する建築士の資格を有する者 (2) 電気工事士法(昭和35年法律第139号)第2条第4項に規定する電気工事士の資格を有する者 (3) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第44条第1項第1号から第3号までに掲げる種類の主任技術者免状の交付を受けている者 (4) 職業能力開発促進法に基づく帆布製品科に係る職業訓練指導員免許所持者又は帆布製品製造科に係る職業訓練修了者 (講習会修了証明書) 第39条 市長は、講習会の課程を修了した者に対して講習会修了証明書を交付するものとする。 (業務主任者となる資格を有する者等) 第40条 条例第40条第1項第4号の規則で定めるものは、広告美術科に係る職業訓練指導員免許所持者、広告美術仕上げに係る技能検定合格者又は広	(講習会の受講の申請) 第34条 講習会を受講しようとする者は、屋外広告物講習会受講申請書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。 (1) 申請前3月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦の長さ4センチメートル、横の長さ3センチメートルの写真 (2) 講習会を受講しようとする者が次条第2項各号のいずれかに該当する者であるときは、その該当する者であることを証する書面又はその写し (講習会の課程) 第35条 講習会の課程は、次の各号に掲げる科目により編成するものとする。 (1) 屋外広告物に関する法令等 (2) 屋外広告物の表示に関する事項 (3) 屋外広告物の施工に関する事項 2 市長は、次の各号のいずれかに該当する者については、前項第3号に規定する科目の受講を免除するものとする。 (1) 建築士法(昭和25年法律第202号)第2条第1項に規定する建築士の資格を有する者 (2) 電気工事士法(昭和35年法律第139号)第2条第4項に規定する電気工事士の資格を有する者 (3) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第44条第1項第1号から第3号までに掲げる種類の主任技術者免状の交付を受けている者 (4) 職業能力開発促進法に基づく帆布製品科に係る職業訓練指導員免許所持者又は帆布製品製造科に係る職業訓練修了者 (講習会修了証明書) 第36条 市長は、講習会の課程を修了した者に対して講習会修了証明書を交付するものとする。 (業務主任者となる資格を有する者等) 第37条 条例第40条第1項第4号の規則で定めるものは、広告美術科に係る職業訓練指導員免許所持者、広告美術仕上げに係る技能検定合格者又は広

改正後	改正前
告美術科に係る職業訓練修了者とする。 2 条例第40条第1項第5号の規定による認定は、次の各号に掲げる要件を備えたものについてするものとする。 (1) 広告物等の表示又は設置に関する業務に関し、通算して5年以上の実務経験を有すること。 (2) 次項の規定による認定の申請前5年以内に屋外広告物に関する法令及び条例に違反しなかったこと。 3 前項の認定を受けようとする者は、業務主任者資格認定申請書に履歴書及び前項第1号に掲げる要件に該当することを証する書面を添えて市長に提出しなければならない。 4 市長は、第2項の認定をしたときは、業務主任者資格認定書を交付するものとする。 5 第2項の認定の有効期間は、当該認定の日の翌日から起算して1年間とする。 (屋外広告業者監督処分簿の閲覧) 第41条 条例第43条第1項の規定による屋外広告業者監督処分簿の閲覧は、都市整備部景観政策課において、執務時間中にしなければならない。 (屋外広告業者監督処分簿の記載事項) 第42条 条例第43条第2項の規則で定める事項は、次のとおりとする。 (1) 登録番号、氏名又は名称及び住所 (2) 法人である場合にあっては、その役員の氏名 (3) 処分の理由 (4) その他市長が必要と認める事項 (減免の基準) 第43条 条例附則第4項の規定に基づく手数料（条例第45条第1項第3号の講習会受講手数料を除く。）の減免を受けることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。 (1) 事務所又は事業所の全壊、大規模半壊、半壊、一部損壊、床上浸水又は床下浸水の被害を受けた者（次号に掲げる者を除く。）	告美術科に係る職業訓練修了者とする。 2 条例第40条第1項第5号の規定による認定は、次の各号に掲げる要件を備えたものについてするものとする。 (1) 広告物等の表示又は設置に関する業務に関し、通算して5年以上の実務経験を有すること。 (2) 次項の規定による認定の申請前5年以内に屋外広告物に関する法令及び条例に違反しなかったこと。 3 前項の認定を受けようとする者は、業務主任者資格認定申請書に履歴書及び前項第1号に掲げる要件に該当することを証する書面を添えて市長に提出しなければならない。 4 市長は、第2項の認定をしたときは、業務主任者資格認定書を交付するものとする。 5 第2項の認定の有効期間は、当該認定の日の翌日から起算して1年間とする。 (屋外広告業者監督処分簿の閲覧) 第38条 条例第43条第1項の規定による屋外広告業者監督処分簿の閲覧は、都市整備部景観政策課において、執務時間中にしなければならない。 (屋外広告業者監督処分簿の記載事項) 第39条 条例第43条第2項の規則で定める事項は、次のとおりとする。 (1) 登録番号、氏名又は名称及び住所 (2) 法人である場合にあっては、その役員の氏名 (3) 処分の理由 (4) その他市長が必要と認める事項 (減免の基準) 第40条 条例附則第4項の規定に基づく手数料（条例第45条第1項第3号の講習会受講手数料を除く。）の減免を受けることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。 (1) 事務所又は事業所の全壊、大規模半壊、半壊、一部損壊、床上浸水又は床下浸水の被害を受けた者（次号に掲げる者を除く。）

改正後	改正前
(2) 原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)に基づき設定される警戒区域, 計画的避難区域, 避難指示解除準備区域, 居住制限区域又は帰還困難区域(以下「警戒区域等」という。)内に事務所又は事業所を有する者 2 条例附則第4項の規定に基づく手数料(条例第45条第1項第3号の講習会受講手数料に限る。)の減免を受けることのできる者は, 次の各号のいずれかに該当する者とする。 (1) 住居の全壊, 大規模半壊, 半壊, 一部損壊, 床上浸水又は床下浸水の被害を受けた者(次号に掲げる者を除く。) (2) 警戒区域等内に住居を有する者 (減免の額) 第44条 条例附則第4項の規定に基づく手数料の減免の額は, 手数料の額の全部とする。 (減免の申請) 第45条 条例附則第4項の規定に基づく手数料の減免を受けようとする者(以下「申請者」という。)は, 屋外広告物手数料減免申請書に次の各号に掲げる区分に応じ, 当該各号に定める書類を添えて市長に提出しなければならない。 (1) 第43条第1項第1号に該当する者 市町村が発行する申請者の事務所又は事業所に係り災証明書その他市長が必要と認める書類 (2) 第43条第1項第2号に該当する者 申請者の事務所又は事業所が警戒区域等内に所在することを証する書類その他市長が必要と認める書類 (3) 第43条第2項第1号に該当する者 市町村が発行する申請者の住居に係り災証明書その他市長が必要と認める書類 (4) 第43条第2項第2号に該当する者 申請者の住居が警戒区域等内に所在することを証する書類その他市長が必要と認める書類 (減免の決定及び通知) 第46条 市長は, 前条の申請書を受理したときは, その内容を審査し, 手数料を減免することを適当と認めたときは屋外広告物手数料減免決定通知書	(2) 原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)に基づき設定される警戒区域, 計画的避難区域, 避難指示解除準備区域, 居住制限区域又は帰還困難区域(以下「警戒区域等」という。)内に事務所又は事業所を有する者 2 条例附則第4項の規定に基づく手数料(条例第45条第1項第3号の講習会受講手数料に限る。)の減免を受けることのできる者は, 次の各号のいずれかに該当する者とする。 (1) 住居の全壊, 大規模半壊, 半壊, 一部損壊, 床上浸水又は床下浸水の被害を受けた者(次号に掲げる者を除く。) (2) 警戒区域等内に住居を有する者 (減免の額) 第41条 条例附則第4項の規定に基づく手数料の減免の額は, 手数料の額の全部とする。 (減免の申請) 第42条 条例附則第4項の規定に基づく手数料の減免を受けようとする者(以下「申請者」という。)は, 屋外広告物手数料減免申請書に次の各号に掲げる区分に応じ, 当該各号に定める書類を添えて市長に提出しなければならない。 (1) 第40条第1項第1号に該当する者 市町村が発行する申請者の事務所又は事業所に係り災証明書その他市長が必要と認める書類 (2) 第40条第1項第2号に該当する者 申請者の事務所又は事業所が警戒区域等内に所在することを証する書類その他市長が必要と認める書類 (3) 第40条第2項第1号に該当する者 市町村が発行する申請者の住居に係り災証明書その他市長が必要と認める書類 (4) 第40条第2項第2号に該当する者 申請者の住居が警戒区域等内に所在することを証する書類その他市長が必要と認める書類 (減免の決定及び通知) 第43条 市長は, 前条の申請書を受理したときは, その内容を審査し, 手数料を減免することを適当と認めたときは屋外広告物手数料減免決定通知書

改正後	改正前																
により，手数料を減免することを不適当と認めたときは屋外広告物手数料減免不承認通知書により，当該申請者に通知するものとする。 附 則 略 附 則（令和２年規則第 号） この規則は，令和３年４月１日から施行する。	により，手数料を減免することを不適当と認めたときは屋外広告物手数料減免不承認通知書により，当該申請者に通知するものとする。 附 則 略																
別表第１（第７条関係）から別表第６（第７条関係）まで 略 別表第７（第８条関係）	別表第１（第７条関係）から別表第６（第７条関係）まで 略 別表第７（第８条関係）																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>基準</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>条例第６条第１項第２号及び３号（国，地方公共団体及び指定団体が公共的目的をもって当該団体の施設等に表示し，又は設置する広告物等）</td><td>第７条に定める基準に適合することであること。</td></tr> <tr> <td>条例第６条第１項第５号（公益上必要な施設又は物件で市長が指定するものに表示し，又は設置する広告物等）</td><td> （１） 当該施設又は物件の寄贈者の氏名，名称等に係る広告物等を表示し，又は設置するものであること。 （２） 表示面積は，表示方向から見た当該施設の外郭線内を１平面とみなした場合のその面積の１０分の１以下であり，かつ，０．５平方メートル以下であること。 （３） 表示箇所は，原則として１施設につき１箇所であること。 （４） 蛍光塗料を使用しないものであること。 </td></tr> <tr> <td>条例第６条第２項第１号（自家作用広告物等）</td><td>住所又は事業所，営業所若しくは作業所当たりの表示面積が１０平方メートル以下であること。</td></tr> </tbody> </table>	区分	基準	条例第６条第１項第２号及び３号（国，地方公共団体及び指定団体が公共的目的をもって当該団体の施設等に表示し，又は設置する広告物等）	第７条に定める基準に適合することであること。	条例第６条第１項第５号（公益上必要な施設又は物件で市長が指定するものに表示し，又は設置する広告物等）	（１） 当該施設又は物件の寄贈者の氏名，名称等に係る広告物等を表示し，又は設置するものであること。 （２） 表示面積は，表示方向から見た当該施設の外郭線内を１平面とみなした場合のその面積の１０分の１以下であり，かつ，０．５平方メートル以下であること。 （３） 表示箇所は，原則として１施設につき１箇所であること。 （４） 蛍光塗料を使用しないものであること。	条例第６条第２項第１号（自家作用広告物等）	住所又は事業所，営業所若しくは作業所当たりの表示面積が１０平方メートル以下であること。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>基準</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>条例第６条第１項第２号及び３号（国，地方公共団体及び指定団体が公共的目的をもって当該団体の施設等に表示し，又は設置する広告物等）</td><td>第７条に定める基準に適合することであること。</td></tr> <tr> <td>条例第６条第１項第５号（公益上必要な施設又は物件で市長が指定するものに表示し，又は設置する広告物等）</td><td> （１） 当該施設又は物件の寄贈者の氏名，名称等に係る広告物等を表示し，又は設置するものであること。 （２） 表示面積は，表示方向から見た当該施設の外郭線内を１平面とみなした場合のその面積の１０分の１以下であり，かつ，０．５平方メートル以下であること。 （３） 表示箇所は，原則として１施設につき１箇所であること。 （４） 蛍光塗料を使用しないものであること。 </td></tr> <tr> <td>条例第６条第２項第１号（自家作用広告物等）</td><td>住所又は事業所，営業所若しくは作業所当たりの表示面積が１０平方メートル以下であること。</td></tr> </tbody> </table>	区分	基準	条例第６条第１項第２号及び３号（国，地方公共団体及び指定団体が公共的目的をもって当該団体の施設等に表示し，又は設置する広告物等）	第７条に定める基準に適合することであること。	条例第６条第１項第５号（公益上必要な施設又は物件で市長が指定するものに表示し，又は設置する広告物等）	（１） 当該施設又は物件の寄贈者の氏名，名称等に係る広告物等を表示し，又は設置するものであること。 （２） 表示面積は，表示方向から見た当該施設の外郭線内を１平面とみなした場合のその面積の１０分の１以下であり，かつ，０．５平方メートル以下であること。 （３） 表示箇所は，原則として１施設につき１箇所であること。 （４） 蛍光塗料を使用しないものであること。	条例第６条第２項第１号（自家作用広告物等）	住所又は事業所，営業所若しくは作業所当たりの表示面積が１０平方メートル以下であること。
区分	基準																
条例第６条第１項第２号及び３号（国，地方公共団体及び指定団体が公共的目的をもって当該団体の施設等に表示し，又は設置する広告物等）	第７条に定める基準に適合することであること。																
条例第６条第１項第５号（公益上必要な施設又は物件で市長が指定するものに表示し，又は設置する広告物等）	（１） 当該施設又は物件の寄贈者の氏名，名称等に係る広告物等を表示し，又は設置するものであること。 （２） 表示面積は，表示方向から見た当該施設の外郭線内を１平面とみなした場合のその面積の１０分の１以下であり，かつ，０．５平方メートル以下であること。 （３） 表示箇所は，原則として１施設につき１箇所であること。 （４） 蛍光塗料を使用しないものであること。																
条例第６条第２項第１号（自家作用広告物等）	住所又は事業所，営業所若しくは作業所当たりの表示面積が１０平方メートル以下であること。																
区分	基準																
条例第６条第１項第２号及び３号（国，地方公共団体及び指定団体が公共的目的をもって当該団体の施設等に表示し，又は設置する広告物等）	第７条に定める基準に適合することであること。																
条例第６条第１項第５号（公益上必要な施設又は物件で市長が指定するものに表示し，又は設置する広告物等）	（１） 当該施設又は物件の寄贈者の氏名，名称等に係る広告物等を表示し，又は設置するものであること。 （２） 表示面積は，表示方向から見た当該施設の外郭線内を１平面とみなした場合のその面積の１０分の１以下であり，かつ，０．５平方メートル以下であること。 （３） 表示箇所は，原則として１施設につき１箇所であること。 （４） 蛍光塗料を使用しないものであること。																
条例第６条第２項第１号（自家作用広告物等）	住所又は事業所，営業所若しくは作業所当たりの表示面積が１０平方メートル以下であること。																

改正後		改正前	
条例第6条第2項第2号(管理用広告物等)	表示面積が2平方メートル以下であること。	条例第6条第2項第2号(管理用広告物等)	表示面積が2平方メートル以下であること。
条例第6条第2項第3号(工事現場の板塀等に表示し、又は設置する広告物等)	周囲の景観に調和した絵画、写真等を表示するものであること。	条例第6条第2項第3号(工事現場の板塀等に表示し、又は設置する広告物等)	周囲の景観に調和した絵画、写真等を表示するものであること。
条例第6条第2項第7号(地方公共団体が公共的目的をもって設置する掲示板に表示する広告物)	(1) はり紙により表示すること。 (2) 表示面積は、1平方メートル以下であること。 (3) 表示の期間は、1月以内であること。	条例第6条第2項第7号(地方公共団体が公共的目的をもって設置する掲示板に表示する広告物)	(1) はり紙により表示すること。 (2) 表示面積は、1平方メートル以下であること。 (3) 表示の期間は、1月以内であること。
条例第6条第2項第9号(第2種市街地景観区域及び第3種市街地景観区域において表示するはり紙)	(1) 表示面積は、0.25平方メートル(政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条の規定による届出をした政治団体(以下「政治団体」という。)が政治活動のために表示するものにあつては、0.5平方メートル)以下であること。 (2) 同一種類のはり紙の周囲1メートル(政治団体が政治活動のために表示するものであつて、表示面積が0.25平方メートルを超えるものにあつては、2メートル)以内に表示されないこと。	条例第6条第2項第9号(第2種市街地景観区域及び第3種市街地景観区域において表示するはり紙)	(1) 表示面積は、0.25平方メートル 以下であること。 (2) 同一種類のはり紙の周囲1メートル 以内に表示されないこと。
条例第6条第2項第10号(公共的目的をもって表示し、又は設置する広告物等として市長が指定する広告物等)	第7条に定める基準に適合するものであること。	条例第6条第2項第10号(公共的目的をもって表示し、又は設置する広告物等として市長が指定する広告物等)	第7条に定める基準に適合するものであること。
条例第6条第3項第1号(石)	表示面積が2平方メートル以下で	条例第6条第3項第1号(石)	表示面積が2平方メートル以下で

改正後		改正前	
垣、擁壁等にその所有者又は管理者が表示し、又は設置する自家用広告物等)	あること。	垣、擁壁等にその所有者又は管理者が表示し、又は設置する自家用広告物等)	あること。
条例第6条第3項第2号（石垣、擁壁等にその所有者又は管理者が管理の必要に基づき表示し、又は設置する管理用広告物等)	表示面積が2平方メートル以下であること。	条例第6条第3項第2号（石垣、擁壁等にその所有者又は管理者が管理の必要に基づき表示し、又は設置する管理用広告物等)	表示面積が2平方メートル以下であること。

別表第8（第9条関係）

種類	許可期間
はり紙	2月（政治団体が政治活動のために表示するものであって、合成紙を使用して作製されたものにあつては、6月）以内
はり札	(1) 木製 1年以内 (2) 金属製等 3年以内
立看板	6月以内
電柱巻付広告物	3年以内
電柱そで看板	(1) 木製 1年以内 (2) 金属製等 3年以内
広告幕、広告旗及びのぼり	2月以内
アドバルーン	1月以内
広告板	(1) 木製 1年以内 (2) 金属製等 3年以内
そで看板	(1) 木製 1年以内 (2) 金属製等 3年以内
屋上広告物	(1) 木製 1年以内

別表第8（第9条関係）

種類	許可期間
はり紙	2月 以内
はり札	(1) 木製 1年以内 (2) 金属製等 3年以内
立看板	6月以内
電柱巻付広告物	3年以内
電柱そで看板	(1) 木製 1年以内 (2) 金属製等 3年以内
広告幕、広告旗及びのぼり	2月以内
アドバルーン	1月以内
広告板	(1) 木製 1年以内 (2) 金属製等 3年以内
そで看板	(1) 木製 1年以内 (2) 金属製等 3年以内
屋上広告物	(1) 木製 1年以内

改正後			改正前		
	(2)	金属製等 3年以内		(2)	金属製等 3年以内
建植広告物	(1)	木製 1年以内	建植広告物	(1)	木製 1年以内
	(2)	金属製等 3年以内		(2)	金属製等 3年以内
様式第1号から様式第5号まで 略			様式第1号から様式第5号まで 略		
様式第6号 屋外広告業登録済証 (第30条関係)			様式第6号 屋外広告業登録済証 (第27条関係)		
様式第7号 屋外広告業者登録票 (第34条関係)			様式第7号 屋外広告業者登録票 (第31条関係)		